

## 茨城県議会情報セキュリティ基本方針

令和8年3月23日 議長決裁

### (趣旨)

第1条 この方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づき、茨城県議会（以下「議会」という。）における議員の情報セキュリティに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (2) 情報資産 情報システム、情報システムで取り扱う情報（当該情報の内容を印刷した文書を含む。）並びに情報システムの仕様書及びネットワークの構成図等の文書をいう。
- (3) 情報資産の機密性 情報資産にアクセスすることを認められた者だけがこれにアクセスできることが確保されている状態をいう。
- (4) 情報資産の完全性 情報資産が破壊され、改ざんされ、又は消去されていないことが確保されている状態をいう。
- (5) 情報資産の可用性 情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、これにアクセスできることが確保されている状態をいう。
- (6) 情報システム コンピュータ（ソフトウェアを含む。以下同じ。）、ネットワーク、記録媒体その他別に定めるもので構成される情報処理又は通信に用いる仕組みをいう。
- (7) ネットワーク コンピュータを接続してデータを通信するための情報通信網及び当該情報通信網を構成する設備をいう。

### (議員の責務)

第3条 情報資産を取り扱う議員は、その取扱いに当たり、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、法令及びこの方針を遵守し、県民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

### (情報セキュリティ対策)

第4条 議長は、次に掲げる情報資産に対する脅威に対処するため、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃等による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用、故障等による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報システムの停止及びこれに伴う業務の停止等

2 情報セキュリティ対策の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類及び管理に関すること。

- (2) 情報システムを設置し、又は管理する場所への不正な立入り、情報資産の損傷等を防止するための物理的な措置に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関し、議員の遵守すべき事項の策定並びに議員に対する必要な教育及び啓発に関すること。
- (4) 情報資産へのアクセスの制御、ネットワークの監視その他の情報資産の保護に関する技術的な措置に関すること。
- (5) 情報資産に対する脅威が発生した場合における対応に関すること。

(議会情報セキュリティ委員会)

第5条 議長は、情報セキュリティ対策を総合的に管理し、その効率的かつ効果的な推進を図るため、議会情報セキュリティ委員会を設置するものとする。

2 議会情報セキュリティ委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、議会事務局長を充てる。
- (2) 委員は、次の職にある者を充てる。

- ア 総務課長
- イ 秘書室長
- ウ 議事課長
- エ 政務調査課長

3 議会情報セキュリティ委員会は、以下の事務を所掌する。

- (1) 茨城県議会情報セキュリティ基本方針及び茨城県議会情報セキュリティ対策基準の見直しに係る審議及び決定
- (2) その他議会の情報セキュリティ対策に係る重要事項に係る審議及び決定

(情報セキュリティ対策基準)

第6条 議会情報セキュリティ委員会は、第4条に規定する情報セキュリティ対策を実施するため、情報セキュリティに係る具体的な遵守事項等（以下「情報セキュリティ対策基準」という。）を定めるものとする。

(情報セキュリティ実施手順)

第7条 議会情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順（以下「情報セキュリティ実施手順」という。）を定めるものとする。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第8条 議会情報セキュリティ委員会は、この方針並びに情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順が遵守されていることを確認するため、必要に応じて、情報セキュリティ監査又は自己点検を実施するものとする。

(見直しの実施)

第9条 議会情報セキュリティ委員会は、情報通信技術の向上、情報資産に対する新たな脅威等に対処するため、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順について、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第10条 この方針に定めるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。